

京都市消防局訓令乙第23号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防職員の職名等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

京都市消防局長 杉本 栄一

第1条中「消防吏員である者を除く。」を削る。

第2条本文中に次のただし書を加える。

ただし、次の表に掲げる職に任命されていない職員の職名は、辞令を用いることなく、〃〃部〃〃課（又はこれに相当する組織の名称）職員とする。

同条の表中「主任」を「整備主任者、主任」に改める。

第3条中「消防職員」の右に「(消防吏員である者を除く。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成28年4月1日において現に京都市職員給与条例別表第1の1の給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が3級である職員については、別に辞令を用いることなく、この訓令の規定に基づき、主任を命じられたものとする。

(消防局総務部人事課)